

令和7年度第2回静岡市障害者施策推進協議会 会議録

- 日 時 令和8年1月20日(火) 午後2時から
- 場 所 静岡市駿河区役所3階 大会議室
- 出席者 (委員) 渡邊英勝委員(会長)、浅野一恵委員、安藤千晶委員、井出容敬委員、大瀧直子委員、河原崎佐敏委員、寺田修委員、伏見隆次委員
- (事務局) 保健福祉長寿局長、保健福祉長寿局局次長兼健康福祉部長、障害福祉企画課、障害者支援推進課、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康センター、精神保健福祉課
- 傍聴者 一般傍聴者 1人
報道機関 0社
- 議 題 (1) 障がいのある人の社会参加の支援について
(2) 障がいのある人への差別の解消に向けた取組について
(3) その他

会議内容

開会

議題1 障がいのある人の社会参加の支援について

- 障害福祉企画課から資料1について説明。

【浅野委員】

本題に入る前に、総合計画の見直し内容について意見を述べる。

4ページに現状と課題が記載されており、「人口減少と高齢化が進む中」とあるが、これ

は障がい者分野、支援者側にも共通する課題である。現在、福祉現場、医療現場ともに人手不足が極めて深刻であり、個別性の高い支援を進めることは理想であるが、実現は非常に困難である。

そのため、統合可能な部分は統合していく必要がある。例えば、「老人福祉センターの在り方を見直し、多世代利用を促進する」と記載されているが、これを行政として具体的にどのように進めるのか、説明を求めたい。人手不足を踏まえずして議論は成立しない。

各分野が個別に努力しても限界があり、分野横断的な統合を進められるのは行政のみである。行政としての考え方を示していただきたい。

【障害福祉企画課】

現時点では、できることから着手しているという状況である。

具体的には、高齢者・子ども・障がい者と分かれていた支援を、分野を越えて利用できるようにすること、障がい分野においても身体・知的・精神の垣根を越えた対応を進めることの重要性を、市として現場に示し、具体的に何が可能かを現場と検討している。

人材不足については指摘のとおりであり、来年度以降の議論となるが、国の審議会でも、計画策定において人材確保を大きな柱とすべきという意見が出ている。待遇面を含め、行政が何をどこまでできるのか、今後具体的な検討が必要である。

施設の垣根を越えること、人材をどのように確保していくかを、今後の重要な柱として検討していく考えである。

【浅野委員】

次に、防災については喫緊の課題となっている。

障がい者分野では個別避難計画がほとんど策定されておらず、行政として早急に具体的に動かなければ危険である。福祉避難所についても準備が十分ではない。

個別避難計画を策定し、見通しを立てた上で割り振りを行わなければ、対応は困難である。行政としての考えを伺いたい。

【障害福祉企画課】

個別避難計画と福祉避難所について説明する。

福祉避難所は大規模災害時の受け皿整備、個別避難計画はその受け皿を個人がどう利用するかという位置付けである。現在、障がい者や高齢者を含め、庁内関係課で検討を進めている。

個別避難計画については、給付等による作成促進や対象者への働きかけを行っているが、進捗は十分ではない。他自治体や民間の取組を参考にしつつ、日常の安心につながるものとして普及啓発を強化している。

福祉避難所については、入所施設等を前提としてきたが、短時間でも日頃通り慣れた通所

施設を活用し、命をつなぐ場とする可能性について、課題整理に着手している。

【浅野委員】

そういった取組は全国的にも珍しい。福祉避難所については当事者からは期待されているが、現状ではキャパシティが不足しており、入所施設は在宅者を受け入れる余力がない。結果として、実際には割り振れない事態が想定される。

まず全件の個別避難計画を策定し、それぞれの意向を把握し、割り振れない部分をどうするか検討すべきである。透析患者の対応のように、行政であれば可能であり、ぜひ進めてほしい。

【安藤委員】

社会参加について質問する。精神疾患のある方の社会参加の第一歩となってきた地域活動支援センターが今年度で廃止されると聞いている。利用者減少が理由とのことだが、代替策はあるのか。

高齢者には老人保健施設という中間的な場がある。社会に出る前段階の訓練の場は重要であり、その点を踏まえた対応について伺いたい。

【精神保健福祉課】

地域活動支援センター廃止については、利用者減少に加え、民間サービスの充実など環境変化を踏まえた判断である。

代替として、精神障がいに限らず、生きづらさを抱える人が利用できる居場所の設置を検討している。現利用者については、個別に移行支援を行っている。

現在、退院後の地域移行先として同センターが選ばれにくい状況があり、その理由は自由度が高く、次の段階としては負荷が低い点にあると認識している。一方で、負荷が適切な利用者もいるため、新たな居場所や他サービスを活用し、対応していく考えである。

【寺田委員】

地域活動の場は長年で大きく変化してきた。現在は、病状や回復度に応じ、就労支援やデイケアなど多様な選択肢がある。

開設当初は生活そのものを支える役割も大きかったが、時代とともにニーズは変化している。メンタルヘルスの対象が広がる中、今回の方向性は時代に即したものと考える。

【こころの健康センター】

今の点について、少し補足をさせていただく。

地域活動支援センター利用者へのフォローを行っているが、廃止を契機に就労意欲が高まり、就労支援につながる例も見られる。

主治医や支援者との連携が強化されるなど、必ずしも負の影響ばかりではなく、新たな支援につながる側面も確認している。

【安藤委員】

一方で、外出を制限しているグループホームも存在する。そうした実態を把握し、利用者がどこへつながるべきか、調査・確認をお願いしたい。

【浅野委員】

今の御意見に賛同する。入所施設とグループホームを単純に善悪で分けるべきではない。グループホームは人目が届きにくく、不適切な対応が行われる場合もある。今後の在り方について検討をお願いしたい。

【伏見委員】

二人の意見に関連して発言する。

グループホームにおいて、外出を自由に認めてもらえない、許可がなければ外出できないといった事例を見聞きしている。また、車椅子が身体に合っていないにもかかわらず、計画相談が補装具の申請を認めないケースも実際にある。こうした点について、実態を深掘りして確認していただきたい。

あわせて福祉避難所について、通所施設を命をつなぐ場所とするとの説明があったが、その際、市から物品や資金の支援はあるのかを伺いたい。

【障害福祉企画課】

福祉避難所については、現行制度では、避難所として運営した後に、要した費用を事後的に手当する仕組みである。

通常の施設が福祉避難所として機能するために必要なことについて、課題整理を行っている段階である。民間事業者の自主的な取組も参考にしながら、具体的な課題を把握し、検討を進めているところである。

【浅野委員】

物資配給について、優先的に配給するという約束があるだけでも、生活介護施設などが手を挙げやすくなる。事後補填だけでは難しいため、物資を優先的に届けるといったことを、あらかじめ明確にしていきたい。

【浅野委員】

本題の社会参加支援について意見を述べる。

静岡市の方針は、社会参加の機会を増やせばうまくいくという考え方に見えるが、必ずし

もそうではない。受け入れ側に理解がなければ、かえって当事者が傷つくことになる。善意に過度に依存していないか懸念がある。進めるのであれば、市として効率的かつ効果的な方法を計画すべきである。イベントを企画しても、参加できる人は限られており、差別を行う若い世代はそうした場に参加しないことが多い。そのため、効果が限定的である。

それよりも、学校現場に入り、三障がいについて学ぶ機会を設けることが重要である。これは教育委員会と連携しなければ行政以外には実現できない。障がいのある子どもだけでなく、障がいのない子どもも含めて学びの充実を図るべきであり、相互理解は子どもだけでなく教員にとっても意義がある。教育現場は多忙で、虐待や発達障がいなど多様な課題を抱えている。障がいのある人と触れ合うことは、考え方の幅を広げる機会となる。幼い頃からそうした考えに触れることが、最も効果的であると考えている。

【伏見委員】

今の意見に賛同する。社会福祉協議会の福祉教育の講師として小学校に行くが、授業後の振り返りやフィードバックがほとんどない。市から教育現場への働きかけも必要であると感じている。

【浅野委員】

スポーツ参加の推進について、障がい者を受け入れている公的施設の一覧表は作成しているのか。

【障害福祉企画課】

民間を含めた一覧表は作成していない。

【浅野委員】

ぜひ作成してほしい。障がい児のガイドを行っているが、スポーツには非常に良い効果がある。しかし、どこに行けばよいか分からず、現在は個人的な伝手に頼っている状況である。一覧表があれば参加しやすくなるため、早急な対応をお願いしたい。

また、民間施設は努力している一方で、市営施設の取組が弱い印象がある。加えて、努力している民間施設への助成はあるのか伺いたい。

【障害福祉企画課】

把握している限り、障がい者受入れのための環境整備に対する助成制度はない。現在は、バリアフリー法などに基づき、各施設が対応することが前提となっている。

【浅野委員】

受入側にもメリットがなければ継続は難しい。例えば、水泳ではおむつが外れていない子

どもも受け入れている施設があるが、数は少ない。衛生管理等への助成があれば、取組が広がると考える。

【伏見委員】

資料1ページ、分野別政策7の「移動」について、静鉄バスでは車椅子は1台しか乗れない。別の移動手段の検討も必要ではないか。

【井出委員】

今の意見を聞いて感じたことを述べる。車椅子でバスに乗る際、固定用パーツがないと乗車を断られる可能性があるという説明をバス会社から受けた。実際には、これまで固定用部品なしで多くの人が利用している。メーカーでも該当部品はほとんど作られておらず、国の指針でも明確な設置義務は示されていない。それにもかかわらず、会社上層部の認識が、社会参加を妨げていると感じる。現場の運転手は柔軟に対応しているが、制度や考え方が追いついていない。社会参加の前に、家から出られない状況が生まれてしまう。理屈だけでなく、実態に即した考え方が必要である。

【渡邊会長】

車椅子に固定用のフックを付けるという認識か。

【井出委員】

そのとおりである。上部の認識が変わらなければ、社会参加は進まない。実際に当事者が誤解し、不安を抱いてしまう事例もあり、深刻な問題であると考えている。

議題2 障がいのある人への差別の解消に向けた取組について

- 障害福祉企画課から資料2について説明。

【浅野委員】

資料2-1で件数を示していただくのはありがたいが、どのような事例なのかが分からない。簡単でよいので、事例の概要を箇条書きなどで記載していただきたい。それがなければ内容が理解できない。

合理的配慮の不提供は軽微な問題ではなく、そこに至れなければ、そもそも利用自体ができず、シャットアウトされてしまう。その程度の違いは極めて重要である。その後、利用できたとしても、不当な差別的取扱いを受ける場合もある。したがって、「利用はできたが、合理的配慮の不提供があった」という事例についても、具体的な概要がなければ議論になら

ない。

つばさ静岡においても、苦情案件や差別解消法に関する話し合いを行っているが、具体的な事例を共有しない限り、自分事として捉えられない。よって、このまとめ方自体を見直していただきたい。

【井出委員】

相談内容・対応事例について、「事業者と相談者の対話により事案は終結した」とあるが、どのような形で終結したのかを教えてください。

【障害福祉企画課】

相談者は県外在住であり、頻りに静岡市へ来られない状況であった。そのため、観戦時には事前に事業者へ連絡し、シャトルバス移動時の介助方法について相談することとした。

事業者からは、運転手1名ではなく、複数のスタッフで席までの移動をサポートする提案があり、双方で話し合いを行った結果、事案は終結した。

【伏見委員】

この事例を出していただいたことに感謝する。

対応欄に「合理的配慮の提供が義務化されたことについて認識がなかった」とあるが、認識がない時点で本来は法律違反である。罰則があれば適用されるべきであるが、障害者差別解消法には罰則規定がないため、結果として流されてしまったのではないかと感じる。

本来は、市も事業者も、法律違反であるという認識を持つべきである。

【障害福祉企画課】

事業者へ説明する際には、法改正により合理的配慮の提供が義務化されたこと、ならびに法律違反となる可能性があることを伝えている。

【伏見委員】

もう一点、お金の問題で即座に合理的配慮の不提供とならない場合もあると助言したが、結果的に一人のファンを大切にしないことは、その背後にいる多くの人、例えば厚生労働省の統計で約240万人とされる肢体不自由者にサービスを提供できないことにつながる。

事業者にとっても、結果的にはマイナスイメージとなり、不利益を被る。静岡市が観光立国を目指すのであれば、こうした点を改善しなければ、最終的に不利益を被るのは静岡市民であり静岡市であると考え。

【浅野委員】

合理的配慮の不提供として、施設利用を断られた事例はないのか。

私の施設では、他の施設で断られたという理由で利用を希望する重度障がい者が増えている。

相談内容として、断られる事例が増加している傾向はないのか。断ることは容易だが、その結果、利用可能な施設が減っている実態はないのか。

合理的配慮の不提供については、より精査すべき点があると考えため、具体的な内容を教えていただきたい。

【障害福祉企画課】

施設利用を断られたという相談はなかったと認識している。どこにも行けず困っているという相談もなかった。

昨年度は21件の相談があったが、緊急性が高いと判断したものはなかった。

【安藤委員】

資料2ページの表について、内容が分かりにくい。行政、すなわち地方公共団体による差別の件数が、令和5年度より令和6年度で増加している。本来、推進していくべきものが増えている理由と、それに対する対応、令和7年度における対応状況を教えていただきたい。

【障害福祉企画課】

資料のまとめ方が不十分であり、申し訳ない。

公共団体に関する相談として、内閣府の「つなぐ窓口」から引き継いだ1件がある。特別支援学級に通う子どもの保護者から、「障がいを理由に何もさせないのは差別ではないか」という相談であった。当課から市教育委員会へ相談内容を共有し、状況確認の準備を行ったが、相談者から「時間が経過しており、これ以上は望まない」との申し出があり、情報提供にとどまった。引き継ぎまでに2～3か月を要したため、不完全な形で終結した事例である。

もう一つは、市が所管する多目的トイレに関する相談である。サンタリーボックス撤去に対し、合理的配慮の不提供ではないかという内容であった。所管課と調整し、合理的配慮の観点から再設置を行った。今後も話し合いを重ね、改善を図っていきたい。

【大瀧委員】

資料2-1について伺いたい。市民向けの周知啓発活動として市政出前講座があるが、その内容について教えてほしい。また、リーフレットの提供について、現物はどこで確認できるのか伺いたい。

【障害福祉企画課】

静岡市の市政出前講座については、市ホームページに各課が実施している講座一覧を掲載している。その中の一つとして、「障害者差別解消法における合理的配慮の提供」に関する

る講座を設けている。市民が関心のある講座について、電話やファクス等により、所管課へ直接問い合わせができるよう一覧表を整備している。

【大瀧委員】

それにより、実際に4グループから申込みがあったという理解でよいか。

【障害福祉企画課】

そのとおりである。

【大瀧委員】

講座内容については、ホームページで確認できるということか。

【障害福祉企画課】

そのとおりである。

【大瀧委員】

リーフレットについてはどうか。

【障害福祉企画課】

内閣府が作成している「障害者差別解消法に関するリーフレット（令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化）」がある。昨年度から公開されており、内閣府のホームページで閲覧可能である。また、相談のあった事業所には、ホームページ案内のほか、必要に応じて紙媒体を郵送している。

【大瀧委員】

可能であれば、出前講座の申込団体についても教えていただきたい。

【障害福祉企画課】

静岡市内の大手企業1件、障がいのある方の団体2件、ホームヘルパー事業所1件からの申込みである。

【渡邊会長】

資料2-2について説明する。

静岡市障害者施策推進協議会は、障害者差別解消支援地域協議会を兼ねているが、これまでは資料2-1のような報告に留まっていた。今後は、差別解消に向けて委員の知見を借りながら、事例を基に検討を行い、行政事務局内での対応に加え、困難なケースについては協

議会で議論していきたいと考えている。

今回はその練習として事例を提示したが、今後はより具体的な事例を示し、解決に向けた知恵をいただく場としていきたい。事務局から補足があればお願いしたい。

【障害福祉企画課】

令和6年4月1日の法改正施行以降、令和6年度は細かな相談が多く寄せられた。令和7年度に入ってから、相談内容がより複雑化していると認識している。特に、全国展開する大手企業を相手方とする合理的配慮の不提供に関する相談が複数発生している。大手企業では窓口が一本化されており、相談担当部署へたどり着けない、電話対応がなされないなどの問題が生じている。

協議会において、体制整備の課題整理や問題提起への後押し、困難事例への対応方針や考え方の共有を図りたいと考えている。

【渡邊会長】

以上の趣旨から今回事例を提示したが、時間の都合もあり、今後継続して扱っていきたい。

【浅野委員】

時間が限られているため一言述べる。

本件は金銭を伴うイベントであり、参加者全体への配慮も必要である。また、主催者がどのように考えるかが重要である。例えば、声や咳が出てしまうことは誰にでも起こり得ることであり、主催者からあらかじめ「声や咳が出る場合がありますが、皆で楽しみましょう」と一言伝えるだけで解決する場合もある。まずは主催者に理解してもらい、参加者にも身近な問題であると認識してもらうことが重要である。仮に利用を断る場合であっても、誠意をもって説明することが必要である。主催者側から丁寧に説明した上で判断することが望ましいと考える。

【渡邊会長】

意見に感謝する。

このような助言を踏まえ、今後の対応の参考としたい。本日は時間の都合により、方向性の説明までとし、終了とする。

議題3 その他

- 特になし

閉会